

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和17年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和38年5月から39年3月まで  
② 昭和40年2月から41年5月まで  
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私がA社を退職した昭和38年5月頃に、父の指示で母が私の国民年金の加入手続をB県C市D区役所で行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれた。父は、子供の将来のことも考えて、保険料を納付してくれていたことから、申立期間①及び②のように一部の期間の保険料を納付しないことは考えられない。

申立期間③については、私は、昭和52年3月にB県E市役所で国民年金に任意加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたぐらいであることから、当該期間を未納のままにしておくことはなく、万が一、納付し忘れたとしても督促状が届けば、自宅のすぐ近くにある同市役所又は当時、夫が勤務していたF金融機関（現在は、G金融機関）で納付するはずであり、3か月のみ保険料を納付しないということはありません。

また、E市役所において、私の年金手帳の年月日を訂正されたこと、社会保険庁（当時）及び同市役所年金課からの通知文書の宛先の番地が間違っていたことがあったことから、私の年金記録も誤っていることが考えられる。

私の申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、昭和52年3月に国民年金に任意加入後、

平成 14 年 12 月までの期間のうち、申立期間③を除き国民年金保険料の未納期間は無く、任意加入時から第 3 号被保険者に種別変更する昭和 61 年 4 月 1 日までの期間について、付加保険料も納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「万が一、納付し忘れたとしても督促状が届けば納付するはずである。」旨陳述しており、申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和 54 年 1 月の欄に、「54 催」の押印が確認できることから、制度上、付加保険料は納期限を経過すると納付することはできないこととされていることから、申立期間③に係る定額保険料の過年度納付書が発行されたものと考えられる。

これらを踏まえると、申立人が 3 か月と短期間の申立期間③に係る定額保険料について、過年度納付書により納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、「父の指示により、母が昭和 38 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 11 月に C 市 D 区で払い出されていることが確認できることから、当該払出時点において、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、当該払出時期からみて、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能であるものの、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、申立人の父親は既に死亡している上、申立人の母親も高齢のため陳述を得ることはできないことから、申立人の加入手続及び保険料納付についての具体的な状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親についても、申立期間①及び②の一部は未納となっていることが確認できる上、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金定額保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料のうち定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和50年5月頃に国民年金に任意加入した後、近所の人から付加保険料も勧められたので、納付の申出をした。付加保険料を含む国民年金保険料については、夫の給料が振り込まれていたA銀行（当時）の口座から口座振替で納付していたと思う。

私は、将来年金を受給するために付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料のみ未納のまま放置しておくことは考えられず、前後の期間と同様に、付加保険料も一緒に納付していたはずである。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、昭和50年5月29日に国民年金に任意加入していることが確認でき、第3号被保険者になる61年4月1日までの約11年間にわたる国民年金の任意加入被保険者期間中、申立期間を除く期間については国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、上記特殊台帳を見ると、申立期間の国民年金保険料について納付催告を行ったことを示す「58 催」の押印が確認できるところ、申立人は、「納付書で保険料を納付した記憶は無いが、未納のまま放置しておくことはない。」旨陳述しており、同台帳を見ると、申立期間よりも前の昭和55年1月から同年3月までの保険料について、納付催告を行ったことを示す「55 催」の押印が確認できる上、当該期間の保険料を過年度納付した記載が確認できることか

ら、3か月と短期間である申立期間の保険料についても、納付催告による社会保険事務所（当時）発行の納付書により過年度納付したものと考えても不自然ではない。

なお、付加保険料について、制度上、付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限の日に、付加保険料の納付者でなくなる申出をしたものとみなすと規定されており、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間直後である昭和58年4月に再度、付加保険料の納付申出をしたことを示す「附加入 58.4」の記載が確認でき、制度上の事務の流れと符合していることから、申立期間に係る納付催告による過年度納付書の発行は、定額保険料に対して行われたものと推認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち定額保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年12月は24万円、13年1月は28万円、同年2月は26万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成13年3月について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年12月1日から13年3月1日まで  
② 平成13年3月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、平成12年12月1日から勤務しており、保管している給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社で被保険者記録の有る申立期間②の標準報酬月額が、実際に支給されていた額よりも低額になっている。

当該期間についても、給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支払明細書、雇用保険の加

入記録及び事業主の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、平成12年12月は24万円、13年1月は28万円、同年2月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当社の従業員は、入社と同時に厚生年金保険に加入させているので、申立期間①が未加入となっている理由については不明である。」旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成13年3月に係る標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間②当時、給与から控除する厚生年金保険料額は、社会保険事務所が決定した標準報酬月額ではなく、毎月の総支給額に法定保険料率を掛けて算出していた。このため、月によって保険料額が相違していたと思われる。」旨回答していることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成13年4月に係る標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで  
年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、A社D支店に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も退職することなく、継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社D支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、元同僚は「A社D支店に勤務していた者は、全員、申立期間の前後に職種及び勤務形態の変更はなかった。」と陳述している。

一方、オンライン記録によると、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所になった昭和37年12月1日に、同支店において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が42人、このうち申立人を含む40人が同日より10日前の同年11月21日に、同社C支店における被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、このうち10人は、「申立期間当時は、A社D支店に勤務しており、同社C支店に勤務したことはない。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、A社は、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、同社同支店に勤務する従業員については、同社C支店を



適用事業所として厚生年金保険に加入させていたものと推認される。

また、A社D支店に継続して勤務していたと陳述する元同僚のうち3人は、「申立期間に係る厚生年金保険料も申立期間前後と変わることなく、給与から控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否か不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和48年11月、49年2月及び同年3月は6万8,000円、同年4月から同年7月までは7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月27日から同年11月1日まで  
② 昭和48年11月1日から49年8月1日まで

申立期間①については、年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間①は、C社からA社に出向した時期であり、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、年金事務所から届いた「ねんきん定期便」の「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄に記載されている申立期間②に係る標準報酬月額及び保険料納付額が、手元に保管しているA社の申立期間②に係る給与明細票に記されている厚生年金保険料控除額と相違しており、標準報酬月額の記録が、実際よりも低くなっていると思われる。

標準報酬月額の記録を、給与明細票に記されている保険料控除額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細票及びB社から提出された社員プロフィール並びに同社及びD健康保険組合の回答並びに元従業員の陳述から判断すると、申立人は、C社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年10月27日にE社からA社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細票において確認できる報酬月額から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録における資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てていることから、申立期間②当時のA社の担当者に事情を聴取したところ、「F手当なども毎月の給与明細票で清算しており、各月の給与支給額のほかに加算すべき現物給付等の報酬は無い。」旨陳述している上、申立人の被保険者記録における昭和49年8月の標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細票を見ると、同年5月の給与について同年4月に遡って昇給した差額が精算されているところ、その差額を除いた同年5月からの3か月間に支給された報酬月額により、随時改定がなされたことがうかがえる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、前述のとおり、厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額となる。

したがって、申立期間②のうち、昭和48年11月及び49年2月から同年7月までの期間の標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から判断すると、

昭和 48 年 11 月、49 年 2 月及び同年 3 月は 6 万 8,000 円、同年 4 月から同年 7 月までは 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 48 年 12 月及び 49 年 1 月の標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額とが一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月16日から58年1月5日まで  
A社から、同社における入社日と厚生年金保険の加入日が相違しているとの説明を受けた。

申立期間当時の給与明細書は残存していないが、A社に入社した日は、事業所保管の社員台帳から昭和57年12月16日と確認できる。

A社には入社して以降、現在まで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB書類、A社から提出された申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和57年12月16日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、オンライン記録どおり昭和58年1月5日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る57年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月21日から同年12月3日まで  
A社から、同社における入社日と厚生年金保険の加入日が相違しているとの説明を受けた。

申立期間当時の給与明細書は残存していないが、A社に入社した日は、事業所保管の社員台帳から昭和59年11月21日と確認できる。

A社には入社して以降、現在まで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員台帳、同社の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に昭和59年11月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、オンライン記録どおり昭和59年12月3日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14252

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月26日から同年5月6日まで  
A社から、同社における入社日と厚生年金保険の加入日が相違しているとの説明を受けた。

申立期間当時の給与明細書は残存していないが、A社に入社した日は、事業所保管の社員台帳から昭和63年4月26日と確認できる。

A社には入社して以降、現在まで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和63年4月26日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、オンライン記録どおり昭和63年5月6日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月21日から同年6月2日まで  
A社から、同社における入社日と厚生年金保険の加入日が相違しているとの説明を受けた。

申立期間当時の給与明細書は残存していないが、A社に入社した日は、事業所保管の社員台帳から昭和63年5月21日と確認できる。

A社には入社して以降、現在まで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和63年5月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日をオンライン記録どおり昭和63年6月2日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14254

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月28日から同年11月1日まで  
A社から、同社における入社日と厚生年金保険の加入日が相違しているとの説明を受けた。

申立期間当時の給与明細書は残存していないが、A社に入社した日は、事業所保管の社員台帳から平成3年9月28日と確認できる。

A社には入社して以降、現在まで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に平成3年9月28日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、オンライン記録どおり平成3年11月1日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14255

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月21日から同年2月5日まで

A社から、同社における入社日と厚生年金保険の加入日が相違しているとの説明を受けた。

申立期間当時の給与明細書は残存していないが、A社に入社した日は、事業所保管の社員台帳から昭和62年1月21日と確認できる。

A社には入社して以降、現在まで継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和62年1月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日をオンライン記録どおり昭和62年2月5日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年3月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年4月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月14日から同年4月1日まで  
② 平成2年4月23日から同年5月21日まで

A社では、入社後一度辞めたが、再入社し現在まで勤務している。

ところが、最近になってA社から、1回目及び2回目の入社時の厚生年金保険被保険者の資格取得日が、いずれも実際の入社日と相違している旨の説明を受けた。

入社日は、雇用保険の加入記録及びA社の社員台帳から確認できる。20年以上前のため、保険料控除を示す資料は無いが、申立期間①及び②には同社に勤務しているので、これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係るB書類及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に昭和63年3月14日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、オンライン記録どおり昭和63年4月1日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された社員台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は、同社に平成2年4月23日から継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年5月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日をオンライン記録どおり平成2年5月21日とする届出を行ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14257

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年11月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月22日から39年1月26日まで  
年金事務所に年金加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が空白期間となっていることが分かった。

昭和37年11月のA社設立時に、同社の親会社であるC社のD工場からA社に転勤し、約一年間、出向社員として同社に勤務していたが、38年11月22日に自らの意思によりC社を退職し、同日にA社に転籍し、引き続き同社に勤務することとなった。

当該転籍の前後を通じ、1日の空白も無く継続してA社に勤務していた上、業務内容、給料の手取り額及び社会保険料の天引き等には一切変化がなく、申立期間にも給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたはずであるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたと認められる。

また、前述の複数の元同僚は、申立期間の前後を通じて申立人のA社における業務内容及び勤務形態に大きな変化がなかった旨陳述しており、申立人と同様にC社からA社に出向し、その途中で同社に転籍したとする元同僚6人については、それぞれの転籍時期は異なるが、各人の転籍時に被保険者期間の空白は無く、加入記録が継続していることなどから判断すると、申立人は、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の後継事業所に当たるB社は資料の保管が無いため不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14258

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月1日から同年4月1日まで  
年金事務所からの照会文書により、A社のC事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。  
申立期間の前後で勤務場所及び業務内容に変化はなく、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、商業登記の記録、複数の同僚の陳述及び同僚提出の支払明細書から、申立人が申立期間にA社及び同社の関連会社であるD社に継続して勤務し（昭和61年2月1日にA社からD社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、年金事務所の記録では、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではなく、複数の同僚の陳述から判断すると、申立人には同社の関連会社であるA社において、引き続き被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年8月12日は1万4,000円、同年12月26日は1万3,000円、17年8月12日は18万円、同年12月26日は17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年8月12日  
② 平成16年12月26日  
③ 平成17年8月12日  
④ 平成17年12月26日

A社に勤務中の申立期間に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る平成17年度及び18年度の市県民税課税回答書（以下「課税回答書」という。）に記載された平成16年及び17年の給与収入額は、当該年の標準報酬月額合計額に、申立人が主張する標準賞与額を加算した額と一致していることが確認できる。

また、上記課税回答書に記載された平成16年及び17年の社会保険料控除額を、当該年の標準報酬月額に基づく年間の社会保険料額に、申立人が主張する標準賞与額に基づく社会保険料額を加算した額と比較したところ、申立期間①及び②については、平成17年度課税回答書の社会保険料控除額が上回っており、申立期間③及び④については、18年度課税回答書の社会保険料控除額とほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき

標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、同僚に係る申立期間当時の賞与支給明細書により確認できる保険料控除額の算出方法から、平成16年8月12日は1万4,000円、同年12月26日は1万3,000円、17年8月12日は18万円、同年12月26日は17万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成22年11月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主に照会したが回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私の夫は、A社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社における複数の同僚は、「当該両社は、実質的に同じ会社であった。」「B社は、A社が行っていたC事業を行う名目上の会社であった。」旨陳述していることから判断すると、両社は関連会社であったことがうかがえる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年8月1日に被保険者資格を取得している3人の同僚は、「申立人は、申立期間も継続して勤務し、職務内容及び勤務形態等に変更はなかった。」と陳述していることから判断すると、申立人は、申立期間もA社又はB社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社の申立期間当時の総務事務担当者及び上記の3人の同僚は、「申立期間当時、B社の従業員の給与計算及び人事管理は、A社で行っていた。」と陳述している上、当該3人の同僚は、「厚生年金保険料は申立期間も継続し

て給与から控除されていた。」と陳述している。

なお、前述の総務事務担当者及び3人の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和46年7月1日付けで、B社に転籍したものの、その時点において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、同社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和50年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元取締役は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成16年3月29日は15万6,000円、19年3月29日は18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月29日  
② 平成19年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、A社から提出された同僚対象者リスト（賞与が支払われた従業員のリスト）により確認できる賞与支給額並びに元同僚から提出された賞与明細書から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から15万6,000円とし、申立期間②に係る標準賞与額については、当該同僚対象者リストにより確認できる賞与支給額に基づく厚生年金保険料控除額から、18万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14262

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された同僚対象者リスト（賞与が支払われた従業員のリスト）により確認できる賞与支給額に基づく厚生年金保険料控除額から、11万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14263

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

私は、B社に平成7年3月頃に入社してから8年8月頃まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間は、同社のC事業所に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態に変更はなかったので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、雇用保険の加入記録、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が欠落している同僚の在籍証明書及び陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としているが、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(副)における資格取得日が平成8年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年2月21日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、平成14年3月1日から17年6月21日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、14年3月から同年12月までは22万円、15年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から16年12月までは26万円、17年1月から同年4月までは22万円、同年5月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年2月頃から同年3月1日まで  
② 平成14年3月1日から17年6月21日まで

私が所持するA社の給料支払明細書を見ると、平成14年3月から17年6月までの厚生年金保険料が40か月分控除されているのに、年金記録では、同社の被保険者月数は39か月となっている。同社には13年10月頃から研修期間として勤務していたので、調査の上、申立期間①を被保険者期間とし、被保険者期間を40か月となるよう訂正してほしい。

また、年金記録によると、申立期間②に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額より給料支払明細書に記載されている保険料控除額の方が多い。同明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに元事業主及び元同僚の陳

述から、申立人は、A社に勤務していることが認められる。

また、A社の厚生年金保険料は翌月控除であったところ、申立人から提出された平成14年3月支給分（支給対象期間は、平成14年2月21日から同年3月21日までの期間）の給料支払明細書において、申立人は、全額支給されている上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人の同社における資格取得日は同年2月21日であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成20年2月に解散している上、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②の標準報酬月額については、申立人の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成14年3月から同年12月までは22万円、15年1月は24万円、同年2月は22万円、同年3月から16年12月までは26万円、17年1月から同年4月までは22万円、同年5月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、上記の給料支払明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月30日から同年9月1日まで

年金事務所から、夫がA社に勤務していた同僚の年金記録が認められた旨の案内があったので、記録を照会したところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

夫は、昭和36年9月にA社に入社し、39年9月に同社C店に異動となったが、54年1月に退職するまで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したとする同僚のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、昭和39年9月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月17日から同年8月1日まで

年金事務所からD社に勤務した同僚の年金記録が認められた旨の案内があったので、自身の記録を照会したところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。

私は、昭和39年4月にD社に入社し、同年6月にA社C店に転籍したが、平成5年6月に退職するまで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社C店に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒に転籍したとする同僚に係る経歴証明書によると、申立期間の前にD社からA社C店に転籍していることが確認できることから、昭和39年6月17日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C店における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所の記録では、A社からC社に転籍した際の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているが、申立期間も勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された支給明細書、B社から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「申立人のA社における資格喪失日は、昭和53年9月1日とするべきところ、当時の事務担当者が誤って同年8月31日として届出を行ったと考えられる。」と回答していることから、昭和53年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和53年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所の記録では、A社からC社に転籍した際の厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じているが、申立期間も勤務していたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は「申立人のA社における資格喪失日は、昭和53年9月1日とするべきところ、当時の事務担当者が誤って同年8月31日として届出を行ったと考えられる。」と回答していることから、昭和53年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和53年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間について、船員保険被保険者であったことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を20年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、250円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月23日から21年4月1日まで

私の夫が記載した履歴書とC機関長（当時）が発行した軍属船員履歴証明書によると、夫は、昭和19年2月\*日のD船沈没後も、軍隊に所属しE業務をしていた。申立期間前後に船員保険被保険者記録があるのに当該期間の被保険者記録が無いのはおかしい。年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間については、B社から提出された人事記録及びC機関長が発行した軍属船員履歴証明書により、申立人は、A社に在籍し、軍隊に徴用されたF船員（昭和21年3月27日に徴用解除）であることが確認できる。

また、当時の船員保険法第60条の2（昭和20年4月1日施行）では、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名、同一生年月日の被保険者記録が確認でき、前述の人事記録により確認できる申立人の当時の月給は、当該名簿の報酬月額欄の給料額と一致すること

から、当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められるところ、当該名簿には昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間に使用された標準報酬等級の記載がある上、申立人の申立期間直後の被保険者の資格取得日（昭和 21 年 4 月 1 日）が確認できる船員保険被保険者名簿によると、申立人と同一ページに記載された複数の者は、同日が被保険者の資格取得日ではなく標準報酬等級の改定日であり、同日前より被保険者であったことが確認できることから、申立人も同様に、当該期間については被保険者であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社に係る船員保険被保険者資格の取得日は、昭和 20 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 20 年 4 月の船員保険被保険者名簿の記録から、250 円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 19 年 2 月 23 日から 20 年 4 月 1 日までの期間については、G 書類によると、申立人が乗っていた D 船は 19 年 2 月 \* 日に沈没していることが確認できる上、前述の軍属船員履歴証明書によると、同日以降、申立人は、E 業務をしていたことが確認できることから、当該期間において、申立人は予備船員であったと判断されることから、予備船員が船員保険法の適用を受けるようになったのは 20 年 4 月 1 日以降であり、当該期間は、予備船員について船員保険被保険者の対象とはならない期間である。

このほか、申立人が当該期間の船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14270

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月20日から同年4月20日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が未加入となっていることが分かった。私は、昭和23年4月にA社B工場に入社し、申立期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場（以下「B工場」という。）の複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間も継続して同工場において勤務していたことが推認できる。

また、B工場の複数の同僚は、「申立期間も、給料から厚生年金保険料が控除されていた。」旨陳述しているところ、同工場で事務を担当していた同僚は、「C市にあったA社（以下「本社」という。）は大きく、同工場の給料計算及び社会保険事務手続は本社で一括して行っていた。私は、同工場で事務をしていたが、給料計算及び社会保険事務をしたことはなく、同工場で経理を担当していた同僚が給料計算及び社会保険事務をしているところを見かけたこともない。」旨陳述している上、ほかの複数の同僚も、「B工場の給料計算及び社会保険事務は、本社で行っていた。」旨陳述している。

さらに、B工場が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとする複数の同僚は、同工場が適用事業所となるまでの期間について、本社における被保険者記録が確認できることから、同工場が適用事業所ではなくな

ることにより、申立人が同工場において被保険者資格を喪失した昭和 24 年 2 月 20 日から本社において被保険者資格を取得した同年 4 月 20 日までの期間については、本社における被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の本社における昭和 24 年 4 月の社会保険出張所（当時）の記録から、2,700 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、本社は昭和 25 年 2 月 28 日に、B 工場は 24 年 2 月 28 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明であり、同工場の工場長は既に死亡しているため、これらの者に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年8月まで

私は、平成4年7月からA事業所にアルバイトとして勤務したが、就職して少したった頃に、庶務担当職員から、「国民年金保険料は税から控除できる。」と聞き、加入していなかった国民年金の加入手続について、当時、同居していた伯父とB県C市D区役所へ相談に出向いた。

D区役所では、国民年金保険料を遡って納付する必要がある旨の説明を受けた。

その後、数日のうちに、それまでためていた銀行預金から30数万円を引き出し、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付した。

D区役所で納付するよう言われた期間の国民年金保険料については、一括して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、平成4年10月頃にC市D区において払い出されており、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続の時期からみて、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

しかしながら、国民年金の加入手続について、申立人は、その具体的な時期等は記憶していないとしており、D区役所へ同行したとする申立人の伯父からも、同行したこと以外の陳述は得られない上、申立期間の国民年金保険料の納付についても、申立人は、「納付時期、納付場所及び納付書の形状等、具体的なことは覚えていない。」と陳述していることから、申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付について、具体的な状況は不明である。

また、申立人は、一括納付した国民年金保険料額として30数万円と陳述しているところ、前述の国民年金の加入手続時点において、申立期間を含む遡って納付が可能な期間（平成2年9月から4年9月まで）の保険料額（過年度保険料及び現年度保険料）は22万5,000円となり、申立内容とは符合しない上、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 近畿（大阪）国民年金 事案 6571

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から61年6月まで

私は、昭和52年頃に、母から、A県B市役所において名前が重複する人がいると間違いが起こるので「C」と読むところ、「D」と読み方を変えて国民年金の加入届出を行ったことを聞いた。

私は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、詳細は分からないが、私が昭和61年7月にE社に入社することになったので、母から、私の国民年金保険料の納付をやめるという話を聞いたことを覚えていることから、母が申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和52年頃にB市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和52年1月\*日付けの国民年金被保険者資格の取得処理は、平成15年11月21日に行われ、当該取得処理に伴い、同日に基礎年金番号が付番されているところ、当該取得処理時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、母親が申立人に係る国民年金の加入手続の際に、読み方を変えて届け出たとする氏名を含む各種の氏名検索等を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、具体的な状況を確認することはできない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6572

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から61年9月まで  
母から昭和49年2月頃に父が私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを聞いた。

申立期間の国民年金保険料について、母は、家業の経理を担当しており、定期的に通っていたA銀行（現在は、B銀行）C支店の窓口において、家族の保険料と一緒に納付書を用いて納付していたはずである。

両親は既に死亡しており、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する詳細な状況は分からないが、申立期間当時、家族のうち、私以外（両親、姉及び兄）は、全員、保険料を納付していることから、私だけが国民年金に加入していなかったとは思えない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続については父が行い、申立期間の国民年金保険料については、母が定期的に通っていたA銀行C支店の窓口において、家族の保険料と一緒に納付書を用いて納付していた。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D県E市F区において昭和63年10月11日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、49年2月から61年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録を見ると、申立期間直後の同年10月から62年3月までの保険料が、63年12月28日に過年度納付されていることが確認できるところ、当該過年度納付の時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父親及び保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡し、申立人の姉及び兄からも、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的な陳述を得ることはできず、当該期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月及び7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月  
② 平成7年4月

私が平成6年1月にA社を退職してすぐに、夫婦の国民年金の加入に関する案内文と国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、妻がB県C市D区役所へ相談に出向いた。

納付書等が届いた時期は、A社を退職し、次の仕事が決まっておらず、収入の無い苦しい頃だったので、間違いはないはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分をE銀行(当時は、F銀行)G支店で納付書により納付してくれたはずである。

妻の申立期間①及び②の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日時点で加入していた厚生年金保険の記号番号により、同日付けで付番されており、当該番号で管理されている申立人に係る国民年金の加入記録は、17年1月29日に資格を取得し、同年2月3日に資格を喪失した記録以外は見当たらず、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、C市では、同市において昭和47年4月から平成8年3月までの間に国民年金の被保険者であった場合、国民年金保険料収滞納一覧表を作成しているところ、申立人の妻については、同市に転入した昭和63年4月から平成8年3月までの収滞納一覧表が確認できるものの、申立人の収滞納一覧表は確認できない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 14271（和歌山厚生年金事案 937 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたが、同社には、平成 6 年 7 月 31 日まで在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた。

そのため、年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は推認できるが、勤務が確認できないとして、記録の訂正は認められなかった。

ところで、私が記録の訂正を申し立てた後に、A社における同僚が、私と同様の記録の訂正を和歌山委員会に申し立てたところ、記録の訂正が認められた。

私と同僚は、いずれも退職した年の源泉徴収票を提出しているのに、二人の申立てに対する判断が異なったことに納得できない。当該同僚に係る「年金記録の訂正に関するあっせんについて（通知）」を提出するとともに、当該同僚が当時の事情を陳述してくれるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された平成 6 年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていることが推認できるものの、i) 雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、平成 6 年 7 月 25 日であり、厚生年金保険の資格喪失日の記録と符合していること、ii) 同社の事業主は、「申立人の申立期間当時の勤務実態が確認できる資料は保管していない。」と回答しているほか、申立期間に

同社において、厚生年金保険被保険者の資格が有る者に照会を行い、複数の者から回答を得たが、申立人の同社における退職日及び申立期間も継続して在籍していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることはできず、申立人の申立期間における勤務実態を明らかとすることができなかつたこと等を理由として、既に、和歌山委員会の決定に基づく24年10月17日付け、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「和歌山委員会に、私と同様の申立てを行い記録の訂正が認められた同僚が、聞き取り調査に応じてくれるので、当該同僚から当時の事情を聴取してほしい。」として再申立てを行っているところ、当該同僚は、「当時、A社では、月末付けで退職する者が多く、月末退職が慣例になっていたので、申立人も平成6年7月31日に退職したと思う。」旨陳述している。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年9月17日以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者に係るオンライン記録を見ると、被保険者の資格喪失日について、月の初日と記録されている者は見当たらない。

また、前回の調査において当時の事情を照会した元従業員に、今回、改めて事情を聴取したが、申立人が平成6年7月31日までA社に在籍していたことをうかがわせる陳述は、前述の同僚のほかには得られなかつた。

このほか、申立人の申立期間における勤務を認めるに足る新たな資料等の提出は無く、そのほか和歌山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14272

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月30日から21年6月21日まで

私は、A社に昭和20年4月1日から21年6月20日まで勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の辞令及び申立人の日誌から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関係資料が保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除の状況等は不明である。」と回答している上、当時の事業主及び申立人が氏名を記憶していた元同僚は、死亡又は連絡先が不明であり、これらの者から申立期間当時の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を喪失している複数の元従業員から回答を得たものの、当時の事務担当者を特定できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述も得られなかった。

さらに、A社から提出された同社の社史を見ると、「昭和20年8月25日に政府は、軍需会社の指定取消しを告示した。当社は軍需会社の指定を解除された翌日に、従業員を50人程度に縮小する措置を講じた。」と記されているところ、前述の被保険者名簿において、同社の被保険者数は、昭和20年8月18日以降、順次減少し、同年9月30日時点では0人となり、同日から22年2月1日までの間は、被保険者が一人もない状態にあったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 13 日から同年 9 月 17 日まで

船員保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。船員手帳を見ると、申立期間はA専門学校（現在は、B専門学校）在籍中に実習生としてC社所有のD船に乗っていたので、船員保険に加入していたはずであり、記録が無いことは納得できない。申立期間を船員保険被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳及びB専門学校から提出された申立人の記録から、申立人が申立期間において、C社が所有するD船に実習生として乗っていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、C社において船員保険の手続事務等を担当していたとする事務職員は、「実習生は専門学校等に在学中の学生であり、正社員の扱いとは異なるため、船員保険の加入対象ではなかった。」旨回答している。

また、複数の元船員が、申立期間の前後の時期において、申立人以外にも複数の実習生が、C社が所有する船舶に乗っていたと陳述していることから、同社に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む前後の期間において、申立人の氏名は無く、被保険者証の番号に欠番も見られない上、職名欄に「実習生」と記載されている被保険者は見当たらないことから判断すると、同社では、実習生について船員保険の加入対象として取り扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、B専門学校の事務担当者は、「実習生に係る船員保険の取扱いは、専ら実習先である船舶所有会社次第であり、必ずしも実習生について船員保険に加入させる取扱いはない。」旨回答している。

加えて、商業登記簿謄本の記録によると、C社は昭和43年6月\*日にE社と合併し解散しており、同社は、「C社に係る人事記録等の資料は既に廃棄済みであり、保管していない。」旨回答していることから、申立期間当時における申立人に係る船員保険の取扱い及び船員保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14274

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から26年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間に係る被保険者記録が無いとの回答をもらった。

申立期間については、A事業所で勤務し、B業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人が記憶する同事業所の近隣の状況は、昭和36年当時の住宅地図の内容と符合しているものの、当該住宅地図において、申立人が記憶する所在地に同事業所の名称は見当たらず、このほかに資料が無いことから、申立期間当時に同事業所が実在していたことを確認できない。

また、オンライン記録において、申立人が勤務していたとするA事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、申立人が、同事業所の名称変更後の事業所であるとするC社D工場が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和26年2月1日であり、これより前の期間において、同社が適用事業所となった記録も見当たらない。

さらに、申立人は、A事業所の事業主について、名字だけしか記憶していないため事業主を特定することができない上、C社D工場の事業主についても、連絡先が不明のため事情照会することができない。

加えて、申立人は、A事業所の同僚6人の氏名を記憶しているところ、オンライン記録によると、このうち5人は、C社D工場において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前の期間について厚生年金保険の被保険者となった記録は見当たらない上、ほかの一人は、申立期間以前

に別の事業所において被保険者記録があるものの、当該事業所における被保険者資格を喪失して以降、C社D工場で被保険者資格を取得するまでの期間において被保険者となった記録は見当たらない。

また、前述の同僚6人は、それぞれ死亡又は連絡先が不明のため事情照会することができない上、C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において所在の判明した従業員に事情照会したところ、二人から回答があったものの、一人は、「社名変更後のC社D工場しか知らない。」、もう一人は、「自身の勤務期間当時の記憶が無い。」とそれぞれ陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における勤務の状況等は確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 6 日から 33 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 10 月 14 日から 36 年 1 月 30 日まで  
③ 昭和 36 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

年金をもらう手続をした時に、A社、B社及びC社に勤務した期間がいずれも脱退手当金支給済期間とされていることが分かった。

脱退手当金を受け取っていないのにおかしいと思い、その後、何度か年金事務所に相談したが、いずれも支払済みという回答であったところ、最近になって日本年金機構から年金記録の確認を促すはがきが届いたので、改めて年金記録確認第三者委員会への申立てを行うこととなった。

C社から退職金として脱退手当金を受け取ったことはなく、厚生年金保険被保険者証も同社に渡したままである上、同社退職後、すぐにD県の兄の家に転居したので、それまで住んでいたE県で脱退手当金を受給することはできないはずであることから、年金事務所の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 37 年 6 月」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、昭和 36 年 12 月にC社を退職後、すぐにE県からD県の兄の家に転居し、それ以降は同県に居住していたので、37 年 6 月 21 日に自ら脱退手当金を請求及び受給したとは考え難い旨主張しているが、当該支給決定

当時の申立人に係る戸籍の附票は保管されておらず、当時の申立人の住所地を確認することができない上、転居後であっても、脱退手当金の裁定請求は、居住地近くの社会保険事務所（当時は、都道府県保険課）の窓口又は郵送での手続きが可能であり、委任を受けた者による代理請求も可能であった。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 近畿（福井）厚生年金 事案 14276

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月から22年6月1日まで  
② 昭和23年1月1日から同年12月まで

以前、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社には3年間程度勤務したはずであるのに、同社に係る加入期間が7か月のみであることが分かり、納得できなかったが、証拠が無いのでそのままになっていた。

しかし、その後見付かったB資格手帳を見たところ、A社で昭和21年5月に就職、23年12月に退職した旨が記載されている上、C組織の確認印が押されており、これは同組織が同社における在籍を証明しているということなので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行うことにした。

については、A社における厚生年金保険の加入記録を上記手帳の記載どおりに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、「申立期間①当時の事業主は死亡しており、当時の資料についても廃棄済みである。」旨回答していることから、申立人の申立期間①当時における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、昭和20年7月1日から22年4月1日までの期間に被保険者資格を取得した者が見当たらない一方、申立人と同日（昭和22年6月1日）付けで被保険者資格を取得している者が数百人確認でき、このうち当該資格取得日以前の異なる時期に入社したとする複数の者が、「入社後、十数か月経過してから厚生年金保険

に加入した。加入するまでの期間には給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」旨陳述していることから、申立期間①当時、同社では一定期間に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、当該期間にA社において、厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚に申立人の勤務状況等について照会したが、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする陳述を得ることはできなかった。

また、A社は、申立期間②についても、「当時の事業主は死亡し、資料も廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人がC組織から交付されたとするB資格手帳において、A社の勤務期間が記載されており、同組織の確認印が押されていることについて、同組織は、「当組織は昭和26年に設立しており、設立前の勤務期間については、入会を希望する事業所に所属する従業員自身が、過去に勤務した事業所に勤務期間を証明してもらったものを提出してもらっていたので、当組織が直接確認を行った上で確認印を押したものではない。」旨回答しているところ、申立人は、「当該手帳の発行日は、昭和33年12月1日となっている。」とした上で、「当該手帳を発行してもらった際の職務経歴書は自身で記入し、C組織に提出した。退職後、A社に出向いたことはなく、同社に勤務期間を証明してもらったことはない。」旨陳述していることから、当該記載及び確認印をもって、直ちに申立人が申立期間①及び②に同社に在籍していたとまでは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社B事業所に昭和 51 年 8 月 31 日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日になっている。

調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の一人の同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社同事業所に勤務していた可能性は否定できないものの、同社は、「申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社B事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人のA社B事業所に係る雇用保険の加入記録を見ると、離職日は昭和 51 年 8 月 30 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

加えて、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14278

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から22年12月10日までの期間又は23年8月2日から27年1月1日までの期間のうちの1か月ないし41か月

A社（現在は、B社が事業を承継）に勤務し、一度退職した後、再び同社に勤務したが、同社における厚生年金保険の加入記録は昭和22年12月11日から23年8月1日までの期間しかない。勤務期間は定かでないが、同社には、記録の有る期間の前又は後の期間に勤務していたので、当該勤務期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者期間の直前又は直後の期間についても、同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、C社に事業所名称を変更した後、昭和49年に解散しており、申立期間当時の事業主は所在不明であり、社会保険事務担当者も特定できない上、同社の後継会社であるB社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した元従業員37人に照会したところ、1人の元従業員は申立人を記憶していたものの、具体的な勤務期間は記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、健康保険整理番号は連続しており

欠番は無い上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月から35年2月1日まで  
② 昭和35年2月21日から36年3月まで

私は、A社に勤務している弟から同社がB職の求人をしていると聞き、同社に昭和34年3月に入社し、2年ほど勤務したが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとのことなので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる1か月間だけでなく、当該期間の前後の期間も勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和40年9月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①及び②当時に被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した同僚132人に照会したところ、46人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない上、同社に勤務していた申立人の弟からも、申立人に係る同社の入退社日について、具体的な陳述を得られなかった。

さらに、申立期間①について、上記回答のあった同僚のうち、自身の入社日を記憶している複数の同僚について、入社日と被保険者名簿における資格取得

日を比較すると、当該入社日より数か月ないし11か月後に被保険者資格を取得している者が複数確認できる上、このうち複数の同僚は、「A社には見習期間があった。当該期間中は厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と陳述していることから、同社では、申立期間①当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間②について、申立人は、「私と弟は、同時期にA社を退職した。」と陳述しているところ、A社に係る被保険者名簿を見ると、申立人の弟は、申立人と同日の昭和35年2月21日に被保険者資格を喪失している。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から28年1月31日まで

A社に昭和28年1月30日まで勤務し、翌日にB社に採用されたが、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が27年8月1日となっており、同年7月31日に退職したとされているのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の退職日は、昭和27年7月31日ではなく、B社に採用（昭和28年1月31日）される前日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の役員及び事務担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有している7人のうち、連絡先の判明した2人に照会し1人から回答が得られたものの、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間直前の被保険者数は12人であったことが確認できるところ、そのうち6人（申立人及び申立人が記憶する同職種の同僚1人を含む。）が申立人と同様に昭和27年8月1日に被保険者資格を喪失しており、当該6人の被保険者名簿の備考欄には「退職」と記載されていることが確認できるとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳



(旧台帳)においても、A社において同日に被保険者資格を喪失しており、原因欄には「退」の記載が確認できる上、同名簿及び旧台帳の記載内容に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14281

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成5年9月21日まで  
A社及びB社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。  
A社は、事業主の死亡によりB社に引き継がれたが、当時、私の給与は、事業主との取決めにより50万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与額は、事業主との取決めにより、50万円であったと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（平成元年分から4年分まで）、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（平成4年2月の随時改定に係るもの）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、申立人の同社における離職に係る雇用保険の離職時賃金日額（離職前180日の平均賃金）は1万1,937円であり、1か月当たりの支給額は35万8,110円となり、当該支給額に基づく標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録により、申立期間にB社における厚生年金保険の

被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した12人（申立人を除く。）に照会したところ、回答が得られた7人のうち2人は、「我々が勤務していたのはC業務の会社であり、厚生年金保険については適正な届出及び保険料控除を行っていた。」旨陳述しており、他の1人は、「私の標準報酬月額は、当時支給されていた給与額と符合している。」旨陳述している。

加えて、同僚から提出された昭和64年1月分から平成5年12月分までの給与明細書及び他の同僚から提出された3年から5年までの源泉徴収簿を見ると、それぞれの給与支給額及び厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額及び当該標準報酬月額に見合う保険料控除額とおおむね符合している。

また、申立人の標準報酬月額は、平成4年2月1日の随時改定により、44万円から36万円に改定されているが、このことについて、同僚2人は、「60歳になると給与が減額されることとなっていたので、特に不自然ではない。」旨陳述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 13 年 1 月 31 日となっているが、給与から同年 1 月の厚生年金保険料が控除されていたので、資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間を含む平成 12 年 4 月 1 日から 14 年 6 月 30 日までの期間において、A社に係る被保険者記録が確認できる。

しかし、上記雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 1 月 30 日までは一般被保険者、同年 1 月 31 日から 14 年 6 月 30 日までは短時間労働被保険者と記録されており、被保険者区分の変更があったことが確認できるところ、一般被保険者の離職日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合する。

また、A社は、平成 14 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主及び複数の元従業員から名前の挙がった申立期間当時の経理担当者に照会したが回答は得られず、申立期間当時、同社が業務を委託していた社会保険労務士は、「当時の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から45年4月1日まで  
② 昭和46年10月1日から49年10月1日まで  
③ 昭和51年8月1日から52年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が、当時支給された給与月額と比べて低い金額になっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①、②及び③の標準報酬月額について、当時支給された給与月額に比べ低額である。」と申し立てている。

しかしながら、A社は、昭和62年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間①、②及び③における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社における同僚から提出された給料支払明細書（申立期間①、②及び③並びにその前後の期間の一部の月）を見ると、厚生年金保険料控除額は、誤って改定前の標準報酬月額に基づく保険料額を差し引いた月を除き、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び③について、オンライン記録により、A社において申立人とはほぼ同年齢の同僚3人の標準報酬月額を見ると、3人とも、当該期間については、申立人の標準報酬月額と同額又は低額であり、申立人の標準報酬月額が低く抑えられている状況はうかがえない。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和45年4月5日から49年11月9日までの期間については、当時の健康保険法第62条該当期間（海外勤務

期間)であることから、申立期間②については海外勤務をしていたことが確認でき、A社の複数の同僚は、「海外勤務者の給与は、国内で支給される内地給与と海外において現地通貨により支給される駐在員給与の2本立てであり、内地給与は、本給の80パーセント(年によって異なる可能性有り)と各種手当が支給される(残業手当は不支給)。」と回答しているところ、申立人の直後に海外勤務の確認できる同僚の51年7月の給与計算書を見ると、同僚の陳述のとおり、内地給与と駐在員給与が支給されており、内地給与と駐在員給与(日本円に換算)を合わせた給与支給額(約50万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)を大幅に上回っているとともに、当該計算書には、保険料控除欄が無く保険料控除額を確認することができないことから、保険料控除額に基づく標準報酬月額は確認できないものの、内地給与(本給の80パーセントに各種手当を加算)に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、同社では、海外勤務者については、内地給与のみを報酬月額として届出していたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、遡及訂正処理等をうかがわせる不自然な点は見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。私は、同社に1年間ぐらい勤務し、B業務を担当していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び申立人が記憶する同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は昭和 60 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した 12 人に照会したところ、回答のあった 9 人のうち 4 人は、「A社における自身の被保険者の資格取得日よりも前に入社した。」旨回答している上、当該 4 人のうち 1 人の同僚は、「入社後、しばらくはA社での厚生年金保険の加入手続が行われていないことが分かっていたので、加入手続を催促した記憶がある。同社では、厚生年金保険の取扱いは従業員によって違っていたと思う。」旨回答している。

さらに、前述の回答の有った 9 人のうちC職の責任者をしていたとする 1 人は、「A社では、3 か月ないし 6 か月間ほどの試用期間があった。」旨回答している上、前述の 4 人のうち申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取

得している同僚は、「厚生年金保険には入社後しばらく経過した後に加入した。A社では試用期間があったと思う。」旨回答していることから、A社では必ずしも全ての従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から28年1月1日まで  
② 昭和30年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での資格取得日が昭和28年1月1日となっているが、私が保管している給与明細書を転記した資料を見ると、26年4月から厚生年金保険料が控除されている（申立期間①）。

また、私は、昭和30年7月末日にA社を退職した。同社での厚生年金保険料の控除は当月控除であり、前述の資料によると、同年7月までの保険料も控除されていたが、年金事務所の記録では同年7月1日に被保険者資格を喪失したこととなっている（申立期間②）。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間①について、自身が保管している給与明細書から転記した資料を見ると、昭和26年4月から厚生年金保険料が控除されている。」と主張している。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険事業所記号簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年1月1日であり、申立期間①は同社が適用事業所になる前の期間である。

また、A社は、平成7年6月\*日にB社との合併により解散している上、当時の事業主は所在不明であり、申立人及び複数の同僚が申立期間①当時の社会保険事務を担当していたと記憶する同僚も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった昭和28年1月1日と同日に被保険者資格を取得している従業員のうち、所在が判明した4人に照会したところ、回答が得られた3人は、「昭和28年1月1日以前からA社に勤務していたが、同日以前の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは不明である。」旨陳述している。

加えて、C社の関連会社の事務手続を行うD社は、「申立期間当時のA社の賃金台帳等は残存していないので、申立人に係る申立期間における厚生年金保険料控除等の状況は不明であるが、同社では申立期間当時、経理状況について内部監査及び公認会計士の監査が年に2回ないし3回実施されており、預り金の残高については必ず解消されていたと思われることから、申立人の給与から保険料を控除しながら当該保険料を社会保険庁（当時）に納付しないことは考えられない。」旨回答している。

また、申立人から提出された給与明細書から転記したとする資料によると、昭和26年4月以降における厚生年金保険料控除額の記載は確認できるものの、i) 当該記載を確認できるA社に係る賃金台帳等の資料が無いこと、ii) 申立人の同社における被保険者記録が確認できる期間（昭和28年1月1日から30年7月1日までの期間）において、同社が適用事業所となった直後の3か月及びその後についても、標準報酬月額と相違する報酬月額により算出された保険料控除額の記載が数回にわたり見受けられることなどから、当該資料は申立期間①における保険料控除資料とは認め難い。

2 申立期間②について、申立人は、「A社での厚生年金保険料の控除方法は当月控除であることから、昭和30年7月末日に同社を退職し同年7月までの厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、C社から提出された人事台帳等により、申立人が昭和30年7月にA社を退職していることが確認できるものの、日付までは分からず、同社は、前述のとおり合併により解散している上、当時の事業主は所在不明であり、申立人が申立期間②当時の社会保険事務を担当していたと記憶する同僚も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿により、申立期間②に被保険者記録が確認できる従業員のうち、所在が判明した8人に当時の同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答を得られた5人とも、不明である旨回答している。

さらに、D社は、「当時、A社は厚生年金保険料を翌月控除していたが、退職月に厚生年金保険料を2か月分控除したか否かは不明である。」旨回答している。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。